

議案第 五二号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
制定について

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を別紙のとおり
制定する

提案理由 本年三月三十日消防組織法の一部が改正され、市町村は、
非常勤消防団員が退職したときは、条例で定めるところにより、
退職報償金を支給しなければならないこととなったので提案した

昭和三十九年六月二十三日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和卅九年六月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の八の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

第二条 退職報償金は、消防団員として十五年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給の基礎となる階級)

第三条 階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級に属していた期間が二年に満たないときは、当該階級（団員を除く。）の直近下位の階級とする。

(勤務年数の算定)

第四条 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、すでに退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合においては、その

月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

(遺族の範囲)

第五条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号に掲げる者のうちにあつては、同項に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(退職報償金の請求)

第七条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の必要があるときは、これによらないことができる。

(支給手続)

第八条 退職報償金の支給について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日以後において退職した非常勤消防団員について適用する。

別 表 退 職 報 償 金 支 給 額 表

階 級	勤 務 年 数		
	二十五年以上	二十五年未満	二十五年以上
団 長	五〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円
副 団 長	四〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
部分 団 長	三五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円
団 員	三〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円

(提案理由)

本年三月三十日消防組織法が一部改正され、市町村は、非常勤消防団員が退職したときは、条例で定めるところにより、退職報償金を支給しなければならないこととなつたので、自治省の準則に則り、この条例を制定しようとするものである。

三朝町消防団員の勤務年数別現況調査表

39.4.16

年数 区分	25年 以上	20年 ～ 25年	15年 ～ 20年	10年 ～ 15年	10年 以下	計
団長	1					1
副団長			5			5
班長	6	1	25	8	9	49
団員	4	14	63	71	177	329
計	11	15	93	79	186	384